

[事案 2020-319] 先進医療給付金支払請求

・令和3年8月17日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、先進医療給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年2月に多焦点眼内レンズによる水晶体再建術を受けたため、令和元年8月に契約した医療保険にもとづき先進医療給付金を請求したところ、「責任開始期以後に生じた疾病」に該当しないことを理由に給付金が支払われなかったが、以下の理由により、先進医療給付金を支払ってほしい。

- (1)本疾病の発病日は、主治医の診断書では「不詳」とされている。
- (2)あえて発病日を特定するならば、術前検査後に主治医が「手術をすすめる」と判断を変更した令和2年2月と判断するのが合理的である。

<保険会社の主張>

本疾病は、平成30年9月時点で既に診断されていることから、支払事由である「責任開始期以後に生じた疾病」に該当しないため、申立人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、手術までの経緯等を把握するため、申立人および申立人配偶者に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本疾病は約款上の支払事由である「責任開始期以後に生じた疾病」に該当せず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。